

答申第 1 1 6 号

平成 19 年 9 月 7 日

神戸市長

矢田立郎様

神戸市情報公開審査会

会長 佐伯彰洋

神戸市情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について

(答 申)

平成 19 年 2 月 6 日付神都区清第 650 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「私が平成 15 年 5 月 23 日付で神戸市長に対して異議申立てを提出した件の処理に関して

- 1 神戸市長から異議申立人への決定の有無
- 2 決定がなされておれば、その決定書の送達日
- 3 上記 2 の決定書送達日を証する物証」

の公開請求に係る部分公開決定に対する異議申立てについての諮問

別紙

答 申

1 審査会の結論

- (1) 神戸市長から異議申立人への「決定書の送達日」及び「決定書送達日を証する物証」の請求について、実施機関が「決定書謄本」及び「決定書謄本の送付について」を特定して公開とした決定には、理由がある。
- (2) 「決定書謄本」及び「決定書謄本の送付について」に記載された特定個人の氏名等について非公開とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

- (1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、神戸市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づいて、以下の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- 「私が平成 15 年 5 月 23 日付で神戸市長に対して異議申立てを提出した件の処理に関して
- 1 神戸市長から異議申立人への決定の有無
 - 2 決定がなされておれば、その決定書の送達日
 - 3 上記 2 の決定書送達日を証する物証」
- (2) 市長(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対して、
- 「決定書謄本の送付について」
- 「決定書謄本」
- 「神戸市情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について(答申)」
- を特定(以下「本件公文書」という。)し、「決定書謄本の送付について」及び「決定書謄本」の一部を非公開とする部分公開決定を行った。
- (3) これに対し、申立人は、本件決定を取り消し、請求の趣旨にあう公文書を特定して公開すること、及び一部非公開とされた情報を公開することを求める異議申立てを行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成 18 年 12 月 7 日付の異議申立書、平成 19 年 5 月 2 日付の意見書及び平成 19 年 7 月 27 日の意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

実施機関が行った公文書部分公開決定処分の取り消しを求める。

実施機関は、申立人の求める文書のうち、決定書謄本を申立人に送達したとする証につ

いてなんら表示せず、無視をされている。神戸市長から異議申立人への「決定書の送達日」及び「決定書送達日を証する物証」について公開を求める。

申立人が公開を求めている文書は、当該決定書謄本が申立人にいつ、如何なる方法で送達されたかを求めているものであり、「決定書謄本の送付について」と題する文書の写しは、宛先を消去しており、誰に送付された書か不明である。

しかも、単に決定書謄本の送付についてと題する文書 1 枚の開示であって決裁文書の開示もない。

本件情報公開請求の内容をよく理解して、請求公文書の公開を求める。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 19 年 3 月 30 日付の非公開理由説明書、平成 19 年 5 月 29 日における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

実施機関から申立人への決定の有無については、平成 18 年 3 月 31 日付答申第 100 号により神戸市情報公開審査会から答申があったため、平成 18 年 4 月 24 日付神都区清第 73 号「決定書謄本」により決定し、同日付神都区清第 74 号「決定書謄本の送付について」により決定書謄本を送付した。

決定書の送達日及び決定書送達日を証する物証は、それぞれ平成 18 年 4 月 24 日付神都区清第 73 号「決定書謄本」、及び同日付神都区清第 74 号「決定書謄本の送付について」である。

なお、平成 18 年 4 月 24 日付神都区清第 73 号「決定書謄本」、及び同日付神都区清第 74 号「決定書謄本の送付について」のうち個人の氏名等については、特定の個人が識別される情報であって、公にしないことが正当であると認められるため、非公開とした。

以上のことから、本件請求については条例第 10 条第 1 号アに該当するとして、本件決定を行ったものである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立てについて

本件の争点は、

実施機関が文書特定した公文書以外に申立人の請求の趣旨にあう公文書の存否

平成 18 年 4 月 24 日付神都区清第 73 号「決定書謄本」、及び同日付神都区清第 74 号「決定書謄本の送付について」に記載された特定個人の氏名等の非公開決定である。以下検討する。

(2) 申立人の請求の趣旨にあう公文書の存否について

申立人は、別途、平成 15 年 5 月 23 日付で神戸市長に対して異議申立てをした案件について、処分庁の決定書の送達日を知りたいとして、実施機関に対してその物証の公開を求めた。

実施機関としては、本件請求に対して、平成 18 年 4 月 24 日付神都区清第 73 号「決定書謄本」、及び、同日付神都区清第 74 号「決定書謄本の送付について」を特定したが、これらの公文書にはそれぞれ平成 18 年 4 月 24 日の日付が付されているため、それにより送達日は判断できることから、申立人の請求の趣旨を満たした文書であるとしている。

また、実施機関としては本件請求に対する公開実施にあたって、申立人より本件公文書の写しを郵送するよう申し出があったことから、申立人を宛先として本件公文書の写しを普通郵便で送付したとしている。そのため、郵便配達に関する記録はなく、本件公文書以外に該当文書は存在しないとしている。

審査会は、本件事情聴取において、実施機関による公開実施の方法等について確認したところ、本件公文書以外に該当文書はないとした実施機関の主張には合理的な理由があり、本件公文書以外に請求の趣旨にあう公文書が存在していることを窺わせる事実を確認することはできなかった。

(3) 特定個人の氏名等の非公開決定について

審査会が、平成 18 年 4 月 24 日付神都区清第 73 号「決定書謄本」、及び、同日付神都区清第 74 号「決定書謄本の送付について」を見分したところ、これらの公文書は、実施機関が申立人本人に対して発した公文書であり、非公開とされた部分には申立人の氏名等が記載されている。

審査会としては、本件公文書が申立人自身の事案であるとはいうものの、情報公開制度上、請求者如何に関わりなく、一律に判断されるべきものであることから、平成 18 年 4 月 24 日付神都区清第 73 号「決定書謄本」、及び、同日付神都区清第 74 号「決定書謄本の送付について」に記載された氏名等は、特定個人が識別される情報であって、公にしないことが正当であると認められることから、条例第 10 条第 1 号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

(4) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成 19 年 2 月 6 日	-	* 諮問書を受理
平成 19 年 3 月 30 日	-	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 19 年 5 月 7 日	-	* 申立人から意見書を受理
平成 19 年 5 月 14 日	第 205 回審査会	* 審議
平成 19 年 5 月 29 日	第 206 回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成 19 年 7 月 27 日	第 208 回審査会	* 申立人から意見を聴取 * 審議
平成 19 年 8 月 24 日	第 209 回審査会	* 審議